

朝霞市立朝霞第七小学校
いじめの防止等のための基本的な方針
いじめのない学校づくり・地域づくりを目指して



令和7年1月8日 改訂
朝霞市立朝霞第七小学校

はじめに

本校では、平成25年度に「朝霞市立朝霞第七小学校 いじめ防止基本方針」を策定しいじめ防止と発生した場合の早期解決に努めてきました。また、学校の実態に合わせて取組等の見直しを行い、改訂をしてきました。

しかしながら、令和4年度にいじめを原因とした長期にわたる不登校状態を余儀なくされる「重大事態」が発生しました。いじめ問題に対する教員の認識、道徳的な判断力や実践力の育成などの未然防止の取組、児童や学級の実態把握、問題が発生した際の迅速な初期対応や拡大防止の指導の徹底、「いじめ防止対策委員会」の組織的な対応、保護者への情報提供や連携に不十分な点がありました。

また、暴力的な行為やからかいが継続したケース、不登校傾向にあった児童に対して不適切な言葉や行動で心に傷をつけたケースなどの事案も発生しました。そこで令和4年度に発生した問題を踏まえて、いじめ問題の未然防止・再発防止を徹底して「いじめのない明るく楽しい学校」で、伸び伸び学べる学校を実現すべく以下のように「朝霞市立朝霞第七小学校 いじめ防止基本方針」を改定します。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜ いじめ防止対策推進法 第2条（定義）より ＞

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

＜ 平成18年度 文部科学省

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より ＞

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

「特別の教科 道徳」の時間には、道徳性を養い、道徳的な判断力や実践力を高める。また、教育活動全体を通して、命の大切さを指導して自殺を防止するとともに、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を育む。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア えがおであいさつ運動いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

「いやがることを しない 言わない 認めない」の掲示

イ 七小「お・あ・し・す」運動の取組

全校をあげて実践することができるよう取り組む。(お→大きな声で笑顔のあいさつ・あ→明るく元気に外遊び・し→静かに右側廊下歩行・す→すみずみまできれいに掃除)

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
- ・縦割り交流会での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

イ 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級活動等でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができる。

ウ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

エ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちとわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) 指導の記録を電子データで残す。

組織的な対処を可能とするよう、いじめの問題等に関する指導記録を電子データで保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を整える。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、アンケート等、様々な手段を講じる。

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

イ おかしいと感じた児童がいる場合には学年会や生徒指導委員会等の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、担任、学年主任、教育相談担当、養護教諭等が当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ 生活の中での悩み事の有無を、月に1回確認する。

オ 「学校生活に関するアンケート」を学期に1回行い、記入がある場合など必要に応じて面談を実施して、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

カ 「心のアンケート」を年1回行い、児童の心の状況を把握することで、問題の早期発見・早期対応につなげる。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、教育相談担当や養護教諭、必要に応じてこども相談室の相談員と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きた時には家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

ア 「生徒指導委員会」

生徒指導委員会を月1回行い、情報交換し、共通行動について話し合うとともに、職員会議の中で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、共通行動の確認を行う。

イ 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し、敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。

法において、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、朝霞警察署と連携して対処していく。

【緊急生徒指導委員会参加メンバー】

校長、教頭、生徒指導主任、PTA会長、朝霞市教育委員会、朝霞市こども未来課、所沢児童相談所、朝霞警察署、朝霞市子ども相談室、県SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、学校運営協議会委員

5 いじめ重大事態への対処

本校で、いじめ重大事態が発生した場合には、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」と「朝霞市いじめの防止等のための基本的な方針（朝霞市）」に沿って対処する。

（1）重大事態の意味

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、年間30日を目安としている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手し、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。

（2）重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告をする。

6 その他いじめ防止等のための対策に関する事項

本校は、年間の取組状況を検証し、「朝霞市立朝霞第七小学校いじめの防止等のための基本的な方針」が実情に即して機能しているか点検する。その点検の結果、必要と認められるときには、見直しを行う等、必要な措置を講じる。